

令和 5 年 5 月 16 日

次世代法による一般事業主行動計画

アーバン・スペース株式会社
村松 等

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 5 月 16 日から令和 8 年 5 月 15 日までの 3 年間

2. 内 容

目標 1 計画金内、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間内に配偶者が出産した男性社員の 50%以上取得すること。

女性社員・・・取得率を 80%以上とすること。

<対策>

- ・ 令和 5 年 6 月

男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施

- ・ 令和 6 年 5 月～

育児休業中の社員に対し職場復帰のための面談を復帰前に行い、業務内容や業務体制の見直しを含め円滑な職場復帰ができるようにする

目標 2 令和 5 年 10 月までに子の看護休暇の日数を法定以上にする。

<対策>

- ・ 令和 5 年 5 月 労働者の具体的ニーズ調査、制度の詳細に関する検討開始
- ・ 令和 5 年 10 月～社内説明会により制度の周知・啓発の実施